

車 イ ス 貸 与 契 約 書

大刀洗町社会福祉協議会会長 (以下「甲」という。) と対象者
(以下「乙」という。) の間に次のとおり契約を締結する。

第1条 「甲」は「乙」に対し、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、車イスを貸与するものとする。

第2条 車イスの使用料は無料とする。

第3条 「乙」は、貸与された車イスについて、善良なる管理の注意をもって維持管理をするものとする。

第4条 「乙」は、貸与された車イスについて、一部又は全部を破損あるいは滅失したときは弁償しなければならない。但し、「甲」がやむを得ない事故と認めた場合はこの限りではない。

「乙」は、前項の事故があった場合は、ただちにその状況を「甲」に対し申し出るものとする。

第5条 「乙」は、車イスを必要としなくなったときは、速やかに返還しなければならない。

第6条 「甲」は、「乙」が本契約に違反したときは、車イスの返還を求めることができる。

第7条 本契約を証するため、本書2通を作成し、「甲」「乙」各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大刀洗町社会福祉協議会 会 長 ,

乙 住 所 大刀洗町大字
氏 名 ,